

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 市街化区域

市街化区域は、既成市街地及びこれに接続して現に市街がしつ々ある区域と、概ね今後10年以内に優先的かつ市街化を図るべき区域である。

2 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域である①。

① 主語を書きましょう。

3 区域区分を定める目的

スプロール現象を防止し、都市の秩序ある発展を図るため、一定期間内に積極的に市街化を促進すべき区域と市街化を抑制すべき区域とに分け、段階的な市街地形成を図るためである②。

② 目的を聞かれているので、文末を「目的である」するか、主語を書きましょう。

4 区域区分を定めた場合の法律上の効果③

(1) 市街化区域

① 用途地域の指定が伴い④、建築基準法による建築物の建築⑤の規制誘導可能である⑥。

② 農地における開発行為が、農業委員会での届出行為であり、事務手続きが簡易である⑦。

(2) 市街化調整区域

① 都市計画法で開発行為が制限され、立地基準に基づく開発以外は許可されない⑧。

② 農地における開発行為には、農業委員会の農地転用

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

許可が必要であり、農振農用地区域の見直しなど、その行為について厳しく制限される⑨。

以上

- ③ 問題は、効果を2つ挙げよとあります。4つ書いてあります。問題の条件をよく読みましょう。
- ④ 何に伴うのですか。
- ⑤ 重複表現。
- ⑥ 何が効果で何が概要なのか判然しません。※以下同様。
- ⑦ 「開発行為が・・・事務手続きが」分かりづらいです。また事務手続きが抽象的であり、何が同のように変化するのかも分かりません。また、関連法令の記述があると良いと思います。
- ⑧ 前段と後段で同じようなことを述べていませんか。
- ⑨ 農振農用地区域の見直しと行為の制限がどのような関係にあるのか良く分かりません。また、関連法令の記述があると良いと思います。